

平成28年11月25日

石巻市復興公営住宅入居者随時募集（先着順）募集要項

住宅名	所在地 (構造)	間取り (面積)	募集 住戸	世帯人数	建築年 (管理開始日)
水浜南復興住宅 3号	雄勝町水浜字水浜60番地17 (木造・戸建)	1LDK (55.48㎡)	1戸	1人以上	平成28年 (平成28年3月30日)
原復興住宅 4号	雄勝町雄勝字原8番地24 (木造・戸建)	2LDK (65.41㎡)	1戸	2人以上	平成28年 (平成28年7月15日)

※通学区は各住宅ともに雄勝小・雄勝中学校となります。

■ 対象者 ■

以下のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかな方

- ①東日本大震災で住宅の「り災判定が全壊」の方
- ②東日本大震災で住宅の「り災判定が大規模半壊又は半壊」で解体を余儀なくされた方

※市外で被災された方も申込みできますが、市内で被災された方の入居を優先します。

■ 受付開始日時 ■

平成28年11月25日（金）から

午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日、年末年始の休業日を除く。）

ただし、午前8時30分の受付開始時点において、各住宅の申込希望世帯が複数の場合は、仮当選者をその場で抽選により決定します。なお、市内で被災された方の入居を優先します。

■ 受付場所 ■

石巻市雄勝総合支所地域振興課

■ 必要書類 ■

- ①申込書（押印が必要です。）
- ②り災証明書の写し
- ③家屋の取壊しを証明する書類の写し（り災判定が大規模半壊又は半壊の方）

※申込書一式はお返しできませんのでご了承ください。

■ 資格審査 ■

申込受付後、必要書類を提出していただき入居資格審査を経て、正式な入居予定者となります。

次に該当する方は、入居資格対象外となり入居できません。

- ①市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納している方
- ②過去に入居していた公営住宅において家賃等を滞納している方
- ③過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- ④暴力団員
- ⑤被災した住居以外の住居や貸家を所有（共有名義含む。）していたり、新たに建設・購入した方や被災した住居を補修し再建した方
- ⑥民間賃貸住宅に入居し、住宅再建した方
- ⑦夫婦で別居等、家族を不自然に分割または合併している方

■ 家 賃 ■

- ①復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき、現行の市営住宅と同様となります。ただし、特に収入の低い世帯に対する家賃負担の軽減を図るため、建物の管理開始から10年間家賃を低減します。
- ②家族構成、所得の状況によっては、数年後近隣の民間家賃と同様の家賃設定となる場合があります。また政令月収313,000円を超える方は、一定期間後退去していただくことになります。
- ③復興公営住宅の敷金は、全額免除となります。

住宅名	平成28年度 収入分位別家賃（円）											
	I-1	I-2	I-3	I-4	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
	政令月収0円	~40,000円	~60,000円	~80,000円	~104,000円	~123,000円	~139,000円	~158,000円	~186,000円	~214,000円	~259,000円	259,001円~
水浜南	5,700	9,600	13,600	17,500	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	42,600	49,100
原	6,800	11,500	16,200	21,000	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	51,000	58,800

■ その他（よくお読みください。） ■

- ①各住宅とも申込みがあった時点で受付終了となります。
- ②申込受付後、1ヶ月から2ヶ月以内の入居が可能です。
- ③入居許可（鍵の引き渡し）を受けた方は、その時点で「再建」とみなしますので、その後入居を辞退された場合、他の復興公営住宅にお申込みできません。
- ④復興公営住宅に入居することで「再建」となり、他の復興公営住宅に転居できません。また、防災集団移転及びがけ地近接等危険住宅移転の対象となりません。

水浜南復興住宅
3号



原復興住宅
4号



●お申し込み・お問い合わせ先●

石巻市雄勝総合支所 地域振興課

〒986-1332 宮城県石巻市雄勝町小島字和田18番地13

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

（土日、祝日、年末年始の休業日を除く）

代 表 0225-57-2111